

山形県公立大学法人公的研究費に係る不正防止計画

「山形県公立大学法人における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、以下のとおり不正防止計画を定める。

1 責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 時間の経過等により、学内での認識が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> 責任体系や関連規程について、継続的に法人内の教職員に周知、説明するとともに、学内ネットワークにおいて公開する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 研究費の使用規程とその運用が乖離する。 	<ul style="list-style-type: none"> 本法人における研究費の使用規程である「山形県公立大学法人科学研究費経理事務取扱要領」及び法人内諸規程について周知し、適正な運用を図る。 新任教員や初めて科研費を活用する教員を対象に、使用規程についての説明会を実施する。 教職員を対象としたアンケート調査やヒアリング等を行い、規程の運用実態の把握に努める。 使用規程とその運用に乖離がある場合は、その原因を分析し、適切な指導を行うとともに、必要に応じ、規程の改正を含めた対策を講じる。 学生等に対し、「山形県公立大学法人科学研究費経理事務取扱要領」に沿って教員からルールを周知するとともに、不正行為防止の資料を配布し、周知を図る。
<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスに対する関係者の意識が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員に対して、コンプライアンス教育を行い、意識の向上を図る。

3 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 業者に対する未払いの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 支払いは事務局で行っているが、科研費（教務学生課）とその他の公的研究費（総務企画課）とで担当する部署が分かれているため、組織内でのチェック体制を強化する。

<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況が適切に把握できず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況を四半期ごとに取りまとめ、研究者に周知することで、計画的な予算執行を促す。 ・また、予算を年度内に使いきれずに返還してもその後の採択に支障はないこと、また正当な理由による予算執行の遅れの場合には繰越制度等を積極的に利用するなどを併せて周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ・納品検収が徹底されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納品検収は、事務局の担当部署で実施する。 ・特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発・作成等）については、研究者から履行を客観的に確認できる資料を徴取するほか、事務局でもプログラム等のインストール状況や機器の稼働状況を現地で確認するなどして検収を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・旅行の事実確認が徹底されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出張における旅行の事実を確認するため、復命書の提出を徹底するとともに、復命書を記載する際は、打ち合わせ等の相手方や用務内容等を明示する。
<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の支払いについての事実確認が徹底されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤雇用者等に対する謝金の支払いにあっては、事務局に備え付けた出勤簿に非常勤雇用者本人に押印させ、非常勤雇用者等本人口座に振込むものとする。また、必要に応じ、非常勤雇用者等に対し実態等のヒアリングを行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・研究者と業者間の癒着防止への取組が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引業者に対して、不正行為に対する処分方針の周知を徹底する。 ・取引業者に対して、これまでの取引実績（回数・金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で、誓約書の提出を求める。

4 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・不正行為の通報窓口がわかりにくいため、不正が潜在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により、不正行為の通報窓口に係る電話番号、メールアドレス、郵送先等を、学内外に広く周知する。
<ul style="list-style-type: none"> ・誤った解釈で経費が執行される恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局に設置した相談窓口において教職員等から相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等は、Q&A集等としてとりまとめ、周知する。

5 モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 不正が潜在化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費について、年1回、執行状況やルールの現状との乖離等を把握するための調査を実施する。 公的研究費について、実績（状況）報告後速やかに、内部監査を実施する。併せて、その研究者全員を対象とした書面調査、そのうち数名を抽出した実地調査を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画自体の見直しが行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進部署は、年1回、この計画の取組み状況について、社会状況や外的要因等の変化を踏まえ、不正を発生させる要因の洗い出しと対応策を点検し、その結果を最高管理責任者に報告する。 最高管理責任者は、上記点検結果を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。
<ul style="list-style-type: none"> 日常的なモニタリング体制が整備されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門は、不正防止計画推進部署との連携を強化し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」第3節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、本学の実態に即して要因を分析したうえで、監査計画を立案する。 監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者で活用する。